保 証 規 定（ＳＯＴＥＣスーパー安心保証）

本書は表面に記載された対象機器について、本保証期間中に故障が発生した場合は、その故障の修復作業費用を、全損又は破損の事故が発生した場合は、当該対象機器購入額（商品代金と消費税の合計額）の全部又は一部の払い戻しを、ディーアイエステクノサービス（株）が保証する内容を規定するものです。

１．（定　義）
（１）　対象機器　：
① ノート型、一体型はそれぞれ１台を対象機器とします。
② デスクトップ型の別売りディスプレイ、別売りのＰＣ本体は、それぞれ単体を対象機器とします。
③ デスクトップ型の別売りディスプレイ、別売りのＰＣ本体とを同時加入した場合は、１セットにて対象機器とします。
④ デスクトップ型のセット売り（ディスプレイとＰＣの価格が不可分の場合）は、１セットを対象機器とします。
（２）　「故　障」　：対象機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態時に発生したハードウェア障害をいいます。
（３）「分損故障」　：「故障」の見積修理代金が、表記の保証限度額未満の「故障」をいいます。
（４）「破　　損」　：落下、衝突等の偶然又は過失の事故や落雷による損傷をいいます。但し、重過失又は故意によるものは除きます。
（５）「分損破損」　：「破損」の見積修理代金が、表記の保証限度額未満の場合の「破損」をいいます。
（６）　「全損Ａ」：「故障」の見積修理代金が保証限度額以上の障害をいいます。
（７）　「全損Ｂ」：火災・爆発、盗難等による対象機器の滅失等による修理不能な損傷をいいます。但し、重過失又は故意によるものは除きます。
（８）　「全損Ｃ」：見積修理代金が対象機器の保証年度別限度額以上の「破損」をいいます。但し、重過失又は故意によるものは除きます。

２．（保証内容）
① 本保証への加入可能な時期は、対象機器の購入と同時とします。
② 保証期間中、対象機器に「故障」が生じた場合は、下記記載の当社の受付窓口にご連絡いただき、当社の受付員からの指示に従って修理をご依頼下さい。見積修理代金が対象機器の保証限度額未満の範囲内の「分損故障」であれば、保証期間中当該故障を無料で修復致します。
③ 「故障」見積修理代金が対象機器の保証限度額以上になる場合は、「全損Ａ」と認定し、当社の手数料および諸経費を除き、保証限度額を返還致します。
④ 保証期間中、対象機器に「破損」が生じた場合は、下記記載の当社の受付窓口にご連絡いただき、当社の受付員からの指示に従って修理をご依頼下さい。見積修理代金が保証期間の年度別保証限度額未満の範囲内の「分損破損」であれば保証期間中、当該「破損」を無料で修復致します。「破損」の見積修理代金が対象機器の保証期間の年度別保証限度額以上になる場合は、「全損Ｃ」と判定し、当社の手数料諸経費を除き、保証期間の年度別の保証限度額を返還致します。
⑤ 見積修理代金が対象機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過分をご負担して頂ける際は修理を行います。
⑥ 保証期間中、対象機器に「全損Ｂ」に該当する事故が生じた場合、本保証書と共に事故証明書を提出して頂ければ、対象機器の保証期間の年度別保証限度額を返還致します。なお、事故により本保証書が喪失している場合は、その旨を当社の受付窓口に申し付け下さい。

なお、前各号のいずれの場合も、事前に当社の了解を得ずに他社に修理を依頼された場合は、本保証の対象となりません。

３．（保証の限度額）
無料の修理保証の年度別保証限度額又は返還する保証限度額は、以下の通りとします。
①「故障」時の場合・・・保証内容に従い、保証期間を通じて対象機器の消費税込みの購入額１００％を保証限度額と設定します。
②「破損」、「火災・爆発」、「落雷」、「盗難」時の場合
保証期間１年度目の保証限度額　　機器購入額の１００％
２年度目の保証限度額　　機器購入額の　６０％
３年度目の保証限度額　　機器購入額の　５０％
なお、保証限度額を返還する場合、当社において上記保証の確認のために費用を要したときは、その費用は差引いてお支払い致します。「全損Ｂ」または「全損Ｃ」の場合の保証限度額返還請求方法については第１０項をご参照下さい。

４．（修理依頼）
本保証に基づき「故障」又は「破損」の修理を依頼される場合には、プログラム、データ、記録媒体、メーカー純正でない部品及び付加物は、事前に対象機器から取り外し、対象機器を本保証書と修理依頼書と共に当社に修理をご依頼下さい。対象機器に記録又は付加された状態で引き渡された場合には、当社はこれらの部品、付加物には一切責任を負いません。
なお、当社もしくは修理会社にて修理に使用する交換部品又は機械は、良好に稼働する部品又は機械とします。

５．（保証限度額の払い戻し依頼）
（１）　対象機器が「全損Ｂ」に該当し、本保証に基づき第３項②の払い戻しを　受ける場合には、本保証書・修理依頼書と共に事故証明書を当社にご提示して下さい。
（２）　対象機器が「破損」に該当すると思われる場合は、破損状況がいかなる場合であっても当該「破損」機器を当社へ修理依頼をして頂きます。「分損破損」、「全損Ｃ」の判断は当社にて行います。

６．（失　効）
次の場合、本保証規定に基づく保証は失効するものとします。
（１）　保証期間が終了したとき。
（２）　本保証による１回の見積修理代金の合計が対象機器の保証限度額以上となり、「全損Ａ」と認定されて保証限度額の返還を受けたとき。
（３）　前項の保証額の返還を受けず、超過修理代を支払って修理を受けたとき。
（４）　「全損Ｂ」「全損Ｃ」に該当し、保証期間の年度に応じた保証限度額の払い戻しを受けたとき。
（５）　保証期間終了前に第三者に対象機器を贈与又は譲渡されたとき。

７．（通　知）
対象機器に対する代替品がメーカーから提供された場合は、当社問い合わせ窓口にご連絡下さい。対象機器の製造番号の登録変更手続きを当社にて行います。

８．（保証条件）
次の場合には、保証期間内でも本保証の対象とはなりません。
（１）　当社の事前の了解なく他社で修理されたとき。
（２）　修理の際、本保証書の提示がないとき。
（３）　本保証書に必要記述事項の記入がない場合、あるいは字句を書き替えられたか、書き加えられたとき。
（４）　対象機器購入後以降に取り付けられた付加物（メーカー純正部品を含む）の故障、又はこれらの付加物に起因する故障。
（５）　本保証規定の第１１項、第１４項、第１５項に該当する場合

９．（取消又は解約）
（１）本保証の加入後は、加入の取消し又は解約は一切できません。
（２）本保証加入時に支払われた加入金のご返金は、いかなる事情がございましても返金致しません。

１０．（保証請求）
（１）　万一「全損Ｂ」「破損」の事故が発生した場合、お客様は速やかに当社に報告しなければなりません。事故報告が不当に遅延した場合で、かつ、事故の確認がとれない場合は、本保証書に基づいて保証請求することはできません。
（２）　次の事由により本保証書に基づいて保証請求する場合には、それぞれの事由ごとに、所定のパソコン延長保証修理依頼書に記入の上、下記記載の書類を当社に提出して頂きます。
①火災・爆発による損害の場合：消防署の罹災証明書
②盗難による損害の場合：警察への盗難届出警察署名、届出日、受理番号

１１．（保証対象外の費用等）
（１）　ご指摘頂いた現象が再現しない場合の現象非再現時等の予防修理の費用。但し、現象非再現の場合の診断料は、本体カバーを外して作業を行った場合は本保証の対象とします。
（２）　ハードディスクドライブ交換に伴う再インストール費用（但し、プレインストールがなされている部品は部品扱いとして本保証の対象とします）。
（３）　オーバーホール（具体的症状が発生していない製品の点検、部品交換等）費用
（４）　修理依頼の為のお客様からの送料・交通費、修理期間中の代替品レンタル料金等、修理代金以外の費用

１２．（適用地域）
本保証書は日本国内のみにおいて有効です。

１３．（「故障」及び「破損」等の認定）
「分損故障」「分損破損」「全損Ａ」「全損Ｂ」「全損Ｃ」の認定および見積修理額の算出は当社で行いお客様に速やかにご通知致します。上記の認定について、お客様と当社との間で見解の相違が生じた場合には、当社を通じて中立的な第三者の見解を求めることがあります。

１４．（保証の対象とならない場合－その１）
直接であると間接であるとを問わず、次に挙げる事由によって生じた対象機器の「分損故障」を含む「故障」又は「分損破損」を含む「破損」もしくは「全損Ａ」「全損Ｂ」「全損Ｃ」の損害については本保証の対象外とします。（但し、有料にて修理を受け付けることがあります。）
（１）　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動による故障または損害。
（２）　地震もしくは噴火又はこれらによる津波、あるいは台風、豪雨等による水災に起因した故障又は損害、又、ガス害・塩害・公害及び異常電圧による損害。
（３）　自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。又はねずみ食い、虫食いによる故障又は損害。
（４）　オプション製品・部品、ソフトウェア、パソコンのケーブル・コード・アダプター・PCカード・コネクター・マウス・タッチペン・テンキー・外付けスピーカ等の付属品・アクセサリー等、その他特に当社が定める対象外製品（消耗品）、購入後追加された部品（拡張カード／拡張メモリー等）、バッテリー、乾電池、周波数変更部品、クランプ類、ねじ類、電球類による故障又は損害
（５）　ソフトのバグ、コンピューターウィルス等による故障又は損害、又（４）で記載する製品又は部品のインストール・設定などのユースウェア障害又は不正なインストールによる故障又は損害、対象製品の清掃料金。
（６）　ブラウン管、LCDパネル及びバックライトの経時による劣化（輝度の低下、フォーカスの劣化、蛍光体の焼き付け等）
（７）　使用者の対象機器の不適正な使用又は不適切な維持・管理による故障又は損害。
（８）　核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性に基づく事故による故障又は損害。
（９）　地盤変動又は地盤沈下を原因とする事故又は損害。
（１０）対象機器の故障又は損傷に起因して他の財物（ソフトウェアを含みます。）に生じた故障もしくは損傷などの損害。
（１１）使用上支障のない外観のキズ、症状の出ない不良等。
（１２）消耗品の使用及び機械の改造又は付加（CPU、マザーボード、ハードディスクドライブ等の部品交換・調整を含みます）により生じた対象機器の故障及び損害
（１３）機械、機構の仕様、ソフトウェアのプログラムの仕様に関連した故障及び日本国外で生じた損害又は日本国内で修理不可能な故障及び損害。
（１４）車両、船舶等に搭載して使用された場合の故障又は損害。
（１５）盗難を証明できない紛失・置き忘れによる損害。
（１６）差押え、徴発、没収、破壊等国又は公共団体の公権力の行使によって生じた損害。
（１７）詐欺・横領による損害。
（１８）使用者の故意・重過失により生じた損害。

１５．（保証の対象とならない場合－その２）
（１）対象機器の代替品に故障又は破損が生じた場合。
（２）初期不良を含み、対象機器の引渡し時に自動的に交付される本保証書以外の他の保証書（メーカー保証書含む）又は保険を用いて修理又は保証が可能な故障及び損傷の場合。
（３）保証期間が終了した後（全損による本保証の失効を含む）に故障の報告又は修理の請求がなされた場合。
（４）一般家庭用以外（例えば業務用の長時間使用、車輌、船舶への搭載）に使用された場合の故障及び損害。但し、法人向けの保証料にてご加入された場合は業務上使用は保証の対象とします（この場合であっても車輌、船舶への搭載時の故障又は損害は含まれません）
（５）部品交換を伴わない調整又は手直し
（６）メーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる対象機器の修理。又、リコールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。
（７）対象機器の故障又は損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）
（８）対象機器の故障又は損傷に起因して生じた対象機器その他の財物使用の阻害によって生じた損害（逸失利益等の間接損害・経済損害）